4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　契約に係る情報の公表「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。
6　公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kenzo Yoseda, Director-General, Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Diesel oil about 121 kℓ
⑷　Delivery period : from 1 October 2015 to 31 March 2016
⑸　Delivery place : Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research, Agency,
①　Goto Station : 122―7, Nunoura, Tamanoura, Goto-city, Nagasaki, 853―0508
②　Research Center for Subtropical Fisheries : 148, Fukaiota, Ishigaki-city, Okinawa, 907―0451
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Fisheries Research Agency,
②　have Grade A or B or C or D “Sales” in terms of the qualification for participating in tenders by Fisheries Research Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
⑺　Time limit for tender : 28 September 2015
①　Goto Staition : 14 : 00
②　Research Center for Subtropical Fisheries : 14 : 30
(tenders submitted by mail 17 : 00　25 September 2015)
⑻　Contact point for the notice : Junji Watanabe, Purchasing Subsection, Management Section, Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency, 1551―8, Taira-machi, Nagasaki-city, Nagasaki, 851―2213, Japan. TEL 095―860―1610 FAX 095―850―7767

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年８月３日
契約責任者
中日本高速道路株式会社　名古屋支社
飯田保全・サービスセンター
所長　藤村　宏之
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　20
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　調達物品名及び納入予定数量　平成27年度中央自動車道　飯田管内凍結防止剤購入
①　固形剤散布用塩（塩化ナトリウム）　4,100ｔ
②　固形剤散布用塩（塩化カルシウム）　31ｔ
㈱　納入予定数量は過年度実績に基づき算出した見込数量であり、納入数量を保証するものではない。
⑶　調達件名の特質等　入札説明書のとおり
⑷　納入期間　契約締結の日の翌日から平成28年４月15日まで
⑸　納入場所　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　飯田保全・サービスセンター　長野県飯田市北方856―１　他７箇所
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。
一　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。
二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。
イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　会社と係争中である者
チ　役員等（個人にあってはその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等
リ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等
ヌ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等
ル　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等
ヲ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等
ワ　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者。
⑵　次に定める書類及び⑶⑷に定める証明書（以下「証明書等」という。）を期限までに提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）
③　過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則）別紙第９号様式（書式その３・その３　の２・その３　の３　のいずれか）の写し